

第11次草津市交通安全計画の体系図

第11次草津市交通安全計画の期間・課題

- ◎位置づけ
交通安全対策基本法第26条に規定する「市交通安全計画」
- ◎期間
令和3年度から令和7年度までの5年間
- ◎課題
 - ・高齢者の死亡事故^多 → 過去5年で76.9% (全国:55.3%)
 - ・自動車乗用中の死傷者数^多 → 過去5年で56.4% (全国:64.1%)
 - ・交差点での事故^多 → 過去5年で57.8% (全国:54.6%)
 - ・自転車事故の件数^多 → 過去5年で22.8% (県:16.6%)

基本理念

～交通事故のない安全・安心な草津市を目指して～

- ・究極的には、道路交通事故のない安全・安心な草津市を目指す。
- ・高齢化の進展への適切な対処や歩行者・自転車の安全確保など、時代のニーズに応える交通安全の取組が一層求められている。
- ・高齢者、障害者、子ども等の交通弱者の安全に配慮し、思いやる「人優先」の交通安全思想を基本として施策を推進する。
- ・新型コロナウイルス感染症によるライフスタイルや交通行動への影響と交通事故対策への影響を注視し、対策に臨機に着手する。

目標

- ・年間の24時間死者数を「ゼロ」にすることを旨とする。
- ・年間の重傷者数を「30人以下」にすることを旨とする。



道路交通の安全

< 対策を進める重点 >

- 1 高齢者および子どもの安全確保**
 - ・高齢者が歩行および自転車等を利用する場合や自動車を運転する場合の対策、免許返納後の日常生活を支える対策を連携させ推進する
 - ・子どもの安全を確保するため、未就学児が日常的に集団で移動する経路や通学路において歩行空間の整備等を積極的に推進する
- 2 歩行者および自転車の安全確保と遵法意識の向上**
 - ・人優先の考えの下、生活に密着した身近な道路等において歩行者の安全確保を図る対策を推進する
 - ・歩行者、自転車、自動車を適切に分離し、安全で快適な自転車走行空間の確保を推進する
- 3 生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保**
 - ・生活に密着した身近な道路における自動車の速度抑制および流入防止のための総合的な対策を推進する
- 4 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進**
 - ・効果的かつ効率的な対策を進めるため、交通ビッグデータ等を一層幅広く活用する
- 5 地域が一体となった交通安全対策の推進**
 - ・地域住民の交通安全対策への関心を高め、行政、関係団体、住民等の協働により地域に根ざした交通安全対策に取り組む



< 重点アクションプラン >

1 道路交通環境の整備

- ◎ 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - ・ゾーン30の推進
 - ・通学路の安全対策、高齢者や障害者等の安全に資する歩行空間の整備(通学路対策事業(スクールゾーン設置、歩道整備、道路改良等))
- ◎ 幹線道路における交通安全対策の推進
 - ・事故分析の充実および事故対策のノウハウの蓄積・活用の実施(「事故ゼロプランの推進」)
 - ・交差点改良の実施
- ◎ 高齢者等の移動手段の確保・充実
 - ・地域と連携した新たな移動手段の検討
- ◎ 歩行者空間のユニバーサルデザイン化
 - ・バリアフリー化された歩行空間ネットワーク整備の推進
 - ・草津市バリアフリー基本構想における重点整備地区内の歩道の段差解消等の整備(草津駅、南草津駅移動円滑化促進事業)
- ◎ 無電柱化の推進
 - ・無電柱化の整備の推進
- ◎ 効果的な交通規制の推進
 - ・道路交通環境に則した交通規制の実施と見直し
- ◎ 自転車利用環境の総合的整備
 - ・自転車道、自転車専用通行帯、矢羽根自転車レーン等の整備(「草津市自転車安全安心利用促進計画」に基づく利用環境の整備)
 - ・JR草津駅・南草津駅周辺における自転車等駐車場対策の推進
 - ・自転車利用環境の改善(放置自転車対策、盗難防止の啓発)

- ◎ 交通需要マネジメントの推進
 - ・公共交通ネットワークの充実化(まめバス、まめタク等の運行)
 - ・公共交通の利便性向上の推進
- ◎ 災害に備えた道路交通環境の整備
 - ・道路、橋梁等の定期点検や補修、補強
 - ・災害発生時における迅速、的確な交通規制の実施
- ◎ 総合的な駐車対策の推進
 - ・自動車駐車場の利用促進
 - ・放置駐車違反に対する取締り活動の強化
- ◎ 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
 - ・不法占用調査および指導
 - ・道路パトロールの実施
 - ・地域が一体となった学校安全推進事業(スクールガード活動事業)の実施

2 交通安全思想の普及徹底

- ◎ 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - ・幼児、児童、生徒および高齢者等への体験型・実践型交通安全教室の実施
 - ・交通安全シニアカレッジの開催
 - ・ジュニアリーダーの育成
- ◎ 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - ・全国交通安全運動(春・秋)の実施
 - ・交通安全県民運動(夏・年末)の実施
 - ・新入学(園)児と高齢者の交通事故防止運動
 - ・横断歩道利用者ファースト運動の実施
- ◎ 市民の参加・協働の推進
 - ・学区別事故防止啓発運動の実施



3 安全運転の確保

- ◎ 運転者教育等の充実
 - ・交通安全教室、交通安全シニアカレッジでの啓発

4 車両の安全性の確保

- ◎ 自動車の検査および点検整備の充実
 - ・検査、点検整備における啓発PRポスターの掲示
- ◎ 自転車の安全性の確保
 - ・交通安全教室、自転車安全安心利用教室、交通安全シニアカレッジでの自転車安全点検の啓発

5 道路交通秩序の維持

- ◎ 交通指導取締りの強化等
 - ・悪質、危険、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化
 - ・危険行為を行う自転車利用者に対する指導、取締りの推進
- ◎ 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
 - ・科学的捜査の推進

6 救助・救急活動の充実

- ◎ 救助・救急体制の整備
 - ・普通救命講習会の開催
 - ・AED設置場所、施設の公表
 - ・防災フェア等各種イベントによる啓発活動の実施

7 被害者支援の充実と推進

- ◎ 損害賠償の請求についての援助等
 - ・交通事故相談所業務の円滑かつ適正な運営の推進
 - ・交通事故相談活動の周知徹底
- ◎ 交通事故被害者支援の充実強化
 - ・自転車損害賠償保険等の加入啓発

鉄道交通の安全

鉄道事故および踏切事故につながる恐れのある危険防止対策の要請や広報活動を推進する。